

令和 8 年
伊豆の国市教育委員会 8 月定例会
会議録

令和8年伊豆の国市教育委員会8月定例会

開会年月日 令和8年8月26日（水） 午後3時00分～午後4時00

場 所 あやめ会館2階 会議室

日 程

- 1 冒 頭（学校教育課長）
- 2 開 会（教育長）
- 3 会議録署名委員の決定（教育長）
- 4 会期の決定（学校教育課長）
- 5 7月定例会会議録の承認（学校教育課長）
- 6 教育長報告（教育長）
- 7 議事日程（議事進行：教育長）

日程第1	報告第30号	伊豆の国市職員服務規程の一部改正について
日程第2	報告第31号	伊豆の国市特定教育・保育等の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- 8 閉 会（教育長）

出席者	教育委員会	教育長	菊 池 之 利
	同	委 員	岩 田 幸 晴
	同	委 員	清 水 照 子
	同	委 員	前 田 泰 宏
	同	委 員	宮 代 麻衣子

説明に出席した者の職氏名

教育部長	渡 邊 直 人
教育施設整備課長	植 松 明 久
幼児教育課長	真 野 さつき
生涯学習課長	近 藤 卓 哉
歴史・文化課長	工 藤 雄一郎
学校教育課統括監	杉 崎 こ と み
学校教育課教育支援監	佐 藤 孝 範

会議に出席した事務局の職氏名

教育部参与兼学校教育課長	大 澤 努
--------------	-------

教育総務係長

田 村 由 美

9 小・中学校の児童・生徒の問題行動について（進行：学校教育課長）

10 その他

次回以降の定例教育委員会の開催について

日時：令和8年9月25日（金） 午後3時00分～

場所：あやめ会館2階 会議室

日時：令和8年10月30日（金） 午後3時00分～

場所：あやめ会館2階 会議室

■大澤学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4人出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和8年教育委員会8月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、前田委員と宮代委員にお願いいたします。

■大澤学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日8月26日、1日のみということで処理をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■大澤学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会7月定例会の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■大澤学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■大澤学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長にお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第30号「伊豆の国市職員服務規程の一部改正について」の説明をお願いします。

■大澤学校教育課長

報告第 30 号「伊豆の国市職員服務規程の一部改正」について説明します。

職員の服務規程に関するもので、市長部局は市長、教育委員会は教育長がそれぞれ発令者となっておりますので、本件について御報告するものです。

内容については新旧対照表の通りとなりますが、主な点を御説明します。

まず第 4 条については、現状に合わせた改正が主な内容となっています。職員証や職員記章などに関する規定が会計年度任用職員に対応していなかったため、会計年度任用職員を除くという規定に改めました。

次に第 5 条については、職員の勤怠管理システムを利用している現状に合わせて規定を追加しました。

また第 8 条については、病気休暇および特別休暇の請求における添付書類を明記するため、(1) から (4) を加えるなどの改正を行っています。

これらについては、すでに 7 月 29 日付けで訓令として発令されておりますが、このような改正が行われた旨を御報告するものです。

以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第 2 報告第 31 号「伊豆の国市特定教育・保育等の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。

■真野幼児教育課長

報告第 31 号「伊豆の国市特定教育・保育等の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、の説明をします。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援法施行規則の引用規定が整理されたため、これに合わせ、伊豆の国市特定教育・保育等の利用者負担額に関する条例施行規則における利用者負担額の算定に用いる市町村民税所得割の算出方法に関する規定を整備するものです。

改正内容は主に 2 点あります。

1 点目は算出手法の見直しです。算定に当たり、地方税法に規定する特定の税額控除を「適用しない」旨を明示する規定に改めます。

2 点目は引用方式の適正化です。所得割の計算において適用しない税額控除については、地方税

法等の一部を改正する法律に基づき改正された子ども・子育て支援法施行規則を引用するのではなく、対象となる地方税法の各条文を直接列挙する形式に改めます。これにより、今後の地方税法等の改正に対して、本規則を上位法令の規定内容に直接対応させ、より整合的に運用できる体制を構築するものです。

その他、字句の整理をおこなっております。

施行期日は公布の日です。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何か御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。

ここで、8月定例会を閉会といたします。

令和8年9月 日

署名委員

署名委員